

正 誤

埼玉県告示第千二百三十八号(平成二十九年十一月二十一日第二千九百五十四号)

目次 中訂正

誤

河川法第 16 条の 4 第 1 項第 2 号イの規定に基づく河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定 (水辺再生課)

正

河川法施行令第 16 条の 4 第 1 項第 2 号イの規定に基づく河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定 (水辺再生課)